明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （「臨時経済対策費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十四の五**　地方交付税法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十五号。第三項において「令和四年地方交付税法改正法」という。）附則第二条第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。 2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。 3　令和四年地方交付税法改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。 4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の五に定めるところによるものとする。 5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。	**附　則** ［新設］

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.25×A＋0.25×B＋0.25×C＋0.125×D＋0.125×E）×1.09615 0.25×A、0.25×B、0.25×C、0.125×D及び0.125×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ A＝a／0.05072 算式Ⅰの符号 a　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年６月１日から令和２年３月31日までの期間に調査して公表された当該都道府県における民営事業所数を当該都道府県の第５条第１項の表中１の人口で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）